

# 栃木県警察本部警備部機動隊運営規程

(平成12年12月21日)  
(栃木県警察本部訓令乙第33号)

栃木県警察機動隊運営規程(昭和三十八年栃木県警察本部訓令第五号)の全部を改正する。

## (目的)

第一条 この規程は、栃木県警察本部警備部機動隊(以下「機動隊」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## (呼称)

第二条 機動隊は、栃木県警察機動隊と呼称する。

## (任務)

第三条 機動隊は、部隊活動の中核として警備実施のほか、必要に応じて雑踏警備、警衛、警護、集団警ら等に当たるものとする。

## (隊員の選抜及び服務期間)

第四条 幹部を除く隊員の選抜基準は、次によるものとする。

- 一 原則として年齢三十歳未満で、身体強健な者
- 二 一年以上の警察実務経験を有し、勤務成績の優秀な者
- 三 柔道、剣道若しくは逮捕術の技能に優れた者

2 隊員の服務期間は、幹部については相当期間、隊員については二年とするが、機動隊の円滑な活動を期するため必要により期間を延長することができるものとする。

## (教育訓練)

第五条 機動隊の教育訓練は、次に掲げる事項に主眼を置き、強力な部隊の育成を目標として行わなければならない。

- 一 隊員の信念の確立
- 二 中核部隊として必要な指揮能力及び警備実施技術の養成
- 三 部隊活動に必要な警察実務の修得

2 所属長は、前項に規定する教育訓練について積極的に協力するものとする。

## (出動及び教育訓練計画)

第六条 機動隊長は、毎月二十五日までに翌月分の出動及び教育訓練計画を立てるものとする。

## (応援申請)

第七条 所属長は、機動隊の応援を必要と認めたときは、次の要領により主管課長を経て本部長に申請するものとする。

- 一 警備実施事案が発生し、又はこれらの事案の発生が予想される場合は、事案の内容、出動日時、場所、人員、装備等を電話又はその他の方法により行うこと。
- 二 雜踏警備、警衛、警護その他特に必要と認められる行事等で、あらかじめその日時が判明している場合は、毎月二十日までに翌月分をとりまとめ出動申請書(別記様式第一号)により行うこと。

## (応援出動時の指揮系統)

第八条 機動隊は、各所属に応援出動(待機)したときは、原則として当該所属長の指揮下に入るものとする。

2 機動隊長は、応援出動(待機)したときは、当該事案を担当する所属長のもとで現場最高指揮官又は部隊指揮官として活動するものとする。

## (装備)

第九条 第三条の任務を遂行するため、機動隊に必要な装備資機材を備えておくものとする。

2 前項の装備資機材は、常に点検を行い、緊急事態に対処しうる状態に整備保管しておかなければならぬ。

ければならない。

(事件事故の引継ぎ)

第十条 機動隊員が事件事故等を取扱ったときは、すべて関係記録とともに当該所属長に引き継ぐものとする。

(機動隊の宿舎)

第十一條 隊員は、原則として指定された宿舎に寄宿するものとする。

(隊章)

第十二条 隊員は、制服の左襟に隊章(別記様式第二号)一個を付するものとする。

(腕章)

第十三条 隊員は、出動する際にその目的に応じて、左腕に腕章(別記様式第3号)を着装するものとする。